

都道府県労働局・労働基準監督署における連携状況

都道府県労働局・労働基準監督署においては、石油コンビナート等防災本部に参画しており、県・防災本部の主催する防災訓練に参加する等防災本部の取組みを通じて関係機関との連携を図るほか、以下のような連携に係る取組みを実施している。

A 県	1 石災法に規定される特定事業所を対象とする立入調査を、県工業保安課、労働局、管区海上保安部、県警本部、消防機関と合同で実施。
B 県	1 市コンビナート地域防災協議会、コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会あて、労働局、県、市消防の3者連名によるコンビナートにおける災害防止の要請を実施。 2 県、市、コンビナート地域防災協議会との共催による保安対策セミナーを実施。 3 産業保安監督部、県、消防本部、監督署、労働局合同による合同パトロールを実施。
C 県	1 市消防局が主催し、関係機関、企業が出席するコンビナート事故事例(爆発、漏えい等)研究会に参加。 2 県が主催し、コンビナート関係防災団体、消防機関、危険物関係取扱団体が出席する連絡会議において、コンビナート爆発災害防止対策等について説明。 3 コンビナート関係企業からなる災害防止協議会において、爆発火災防止対策、化学物質対策等について指導を実施。
D 県	1 石油コンビナート等特別防災地区協議会の傘下事業場を対象とし集団指導を実施。
E 県	1 所轄労働基準監督署において、コンビナート地区の関係事業場を対象とした集団指導を実施。
F 県	1 年5回開催される特別防災地区協議会の労務安全部門専門委員会において、安全衛生指導を実施。
G 県	1 地区の事業場から構成される4つの協議会に対して、所轄労働基準監督署から非定常時のリスクアセスメント等に関する集団指導を実施。

H 県	1 地区の事業場から構成される保安防災協議会を対象に災害防止に関する指導を実施(安全衛生部会2回、事故事例検討会2回)。
I 県	1 化学工業災害防止協議会(2 地区)において安全衛生指導を実施。 2 産業保安監督部から所掌する産業保安事項について説明を受けるとともに、連携の確認を実施。
J 県	1 石油コンビナート等特別防災地区協議会において、集団指導を実施。 2 別の石油コンビナート等特別防災地区協議会に対して、集団指導を予定。
K 県	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故について、県知事公室防災危機管理課から情報が提供され、共有が図られている。